

議案第58号 令和4年度習志野市一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出補正予算 補正前 661億7,004万1千円
 補正額 4億 790万1千円
 補正後 665億7,794万2千円

（歳出概要）・医療的ケア児蓄電池購入費助成事業

- ・民間認可保育所運営費助成事業
- ・小規模保育事業運営費助成事業
- ・認定こども園運営費助成事業
- ・民間保育施設賃借料等助成事業
- ・私立幼稚園運営費等助成事業
- ・中小企業振興事業
- ・地元のちから活性化事業
- ・公共交通政策事業
- ・消防車両等整備事業
- ・防災資機材等整備事業

議案第59号 令和4年度習志野市一般会計補正予算（第6号）

1 歳入歳出補正予算 補正前 665億7,794万2千円
 補正額 3億2,216万4千円
 補正後 669億 10万6千円

（歳出概要）・庁舎維持管理事務費

- ・社会福祉総務費国県支出金過年度分返還金 他22事業
- ・議員報酬及び手当等
- ・給与改定及び決算調整による人件費

2 債務負担行為

（追加）

事 項	期間	限 度 額
谷津バラ園等指定管理料	4年	委託料152,400千円に 消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
新習志野公民館指定管理料	4年	委託料86,872千円に 消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内

議案第60号 令和4年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	135億3,892万1千円
	補正額	9,519万5千円
	補正後	136億3,411万6千円

（歳出概要）・償還金

議案第61号 令和4年度習志野市ガス事業会計補正予算（第1号）

1 収益の収入補正予算	補正前	87億6,040万円
	補正額	9億1,441万6千円
	補正後	96億7,481万6千円
2 収益の支出補正予算	補正前	85億6,910万円
	補正額	11億3,604万8千円
	補正後	97億 514万8千円

（収入概要）・ガス売上

（支出概要）・売上原価

議案第62号 令和4年度習志野市水道事業会計補正予算（第1号）

1 収益の支出補正予算	補正前	22億8,570万円
	補正額	3,979万9千円
	補正後	23億2,549万9千円

（支出概要）・原水及び浄水費、配水及び給水費

議案第63号 習志野市個人情報保護法施行条例の制定について

「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)の改正に伴い、個人情報保護事務を行うに当たり、条例で定めることとされた事項を定めるものです。

国において、多岐にわたる個人情報保護制度の一元化を目的として、個人情報保護法が改正されました。これにより、現在、それぞれの条例に基づき個人情報保護事務を行っている地方公共団体についても同法が適用されることとなり、全国的な共通ルールに基づき、運用されることとなりました。

このことに伴い、「習志野市個人情報保護条例」を廃止し、個人情報保護法の施行に必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

主な内容は、次のとおりです。

	現行条例	新規条例
開示決定等の期限	開示請求があった日の翌日から起算して14日以内	
開示決定等の期限の特例 (大量請求の場合等)	開示請求があった日の翌日から起算して60日が限度	開示請求があった日の翌日から起算して44日以内に全てについて決定できない場合は、一部について決定し、残りは相当の期限内に決定 (条例事項は、「44日」のみ)
開示情報	習志野市情報公開条例第8条第1号ウに掲げる情報(公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に関する情報)を開示情報として追加	
開示請求手数料	手数料は無料とし、写し(コピー、CD-ROM 等)の作成に要する費用のみ徴収	
個人情報 保護審議会	個人情報を本人以外のものから収集しようとするとき、個人情報を目的外利用しようとするとき及び実施機関以外のものに提供しようとするとき等に諮問	条例を改廃しようとする場合及び個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると市長が認める場合に諮問

(施行期日)

令和5年4月1日から施行します。

議案第64号 習志野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

「国家公務員法」の改正による国家公務員の定年の引上げ並びに「地方公務員法」の改正による管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、改正等するものです。

1 習志野市職員の定年等に関する条例

- (1) 職員の定年を、「60歳」から「65歳」に引き上げます。
この引上げは、2年に1歳ずつ段階的に行います。
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)の対象となる管理監督職の範囲を規定し、管理監督職勤務上限年齢を60歳とします。
- (3) 60歳に達した日以後に退職をした者を定年前再任用短時間勤務職員として採用できるものとします。

2 次の条例で引用している条項番号の改正その他文言整理を行います。

- (1) 習志野市一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 習志野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- (3) 習志野市職員の退職手当に関する条例
- (4) 習志野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (7) 習志野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- (8) 習志野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- (9) 習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- (10) 習志野市職員の育児休業等に関する条例
- (11) 習志野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

3 習志野市職員の再任用に関する条例

1(3)の定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、現行の再任用制度が変更されるため、「習志野市職員の再任用に関する条例」を廃止します。

(施行期日)

令和5年4月1日から施行します。

議案第65号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「学校運営協議会」を全ての市立学校に設置するに当たり、近隣自治体との均衡等を考慮した結果、学校運営協議会委員の報酬を次のように改定するものです。

改正前	改正後
日額 7,300円	日額 2,500円

(施行期日)

令和5年4月1日から施行します。

議案第66号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市袖ヶ浦
氏 名 齊 藤 雅 幸 (さいとう まさゆき)
任 期 3 年
新任・再任 再任

議案第67号 工事請負契約の締結について (第二中学校校舎改築他工事 (建築工事))

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 第二中学校校舎改築他工事 (建築工事)
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 21億8,570万円 (税込み)
- 4 契約の相手方 千葉市美浜区中瀬一丁目9番1号
スターツ幕張ビル1209号室
松井建設株式会社 東関東営業所
- 5 工事場所 習志野市実籾一丁目44番1号
- 6 工事期間 契約日の翌日から令和7年3月31日まで
- 7 工事概要
 - (1) 新校舎棟工事

敷地面積	24,527.25㎡
建築面積	2,413.19㎡
延べ床面積	7,912.11㎡
建物高さ	16.80m
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
階数	地上4階、塔屋1階
基礎	杭基礎
 - (2) プール附属棟工事
 - (3) 既存校舎解体工事

議案第68号 工事請負契約の締結について（第二中学校校舎改築他工事（電気設備工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 第二中学校校舎改築他工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 2億7,131万7,200円（税込み）
- 4 契約の相手方 習志野市東習志野四丁目18番27号
株式会社 ナラデン
- 5 工事場所 習志野市実籾一丁目44番1号
- 6 工事期間 契約日の翌日から令和7年3月31日まで
- 7 工事概要 (1) 新校舎棟工事
ア 受変電設備工事
イ 電灯設備工事
ウ 動力設備工事
エ 防犯カメラ設備工事
オ 構内情報通信網設備工事 他
(2) プール附属棟工事に係る電気工事
(3) 既存校舎解体工事に係る電気工事

議案第69号 工事請負契約の締結について（第二中学校校舎改築工事（空気調和設備工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 第二中学校校舎改築工事（空気調和設備工事）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 2億3,210万円（税込み）
- 4 契約の相手方 習志野市東習志野五丁目24番2号
豊栄工業株式会社
- 5 工事場所 習志野市実籾一丁目44番1号
- 6 工事期間 契約日の翌日から令和6年7月31日まで
- 7 工事概要 (1) 空気調和設備工事
(2) 換気設備工事

議案第70号 指定管理者の指定について（谷津バラ園等）

（公の施設の名称）

谷津バラ園及び谷津公園駐車場

（指定管理者）

八千代市大和田新田755番地
京成バラ園芸株式会社

（指定の期間）

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

議案第71号 指定管理者の指定について（習志野市新習志野公民館）

（公の施設の名称）

習志野市新習志野公民館

（指定管理者）

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社 オーエンス

（指定の期間）

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

議案第72号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加
及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議に
ついて

千葉県市町村総合事務組合の組織団体以外の地方公共団体である「四市複合事務組合」から、公平委員会に関する事務について、令和5年4月1日から共同処理したい旨の依頼があったことに伴い、組織団体の数が増加するため、組合規約中、同組合を追加する改正を行う必要があります。

この組織団体の増加及び規約の改正については、「地方自治法」第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要であるため、提案するものです。

（施行期日）

令和5年4月1日から施行します。

議案第73号 習志野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.3月から0.1月分引き上げ、年間4.4月とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	2.15月	2.25月 (現行2.15月)
令和5年度 以後	2.2月 (現行2.15月)	2.2月 (改正前2.25月)

(施行期日等)

令和4年度の期末手当については、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用します。

令和5年度以後の期末手当については、令和5年4月1日から施行します。

議案第74号 習志野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.3月から0.1月分引き上げ、年間4.4月とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	2.15月	2.25月 (現行2.15月)
令和5年度 以後	2.2月 (現行2.15月)	2.2月 (改正前2.25月)

(施行期日等)

令和4年度の期末手当については、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用します。

令和5年度以後の期末手当については、令和5年4月1日から施行します。

議案第75号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正するものです。

1 給料月額を増額改定^{※1}します。

- (1) 行政職給料表平均改定率 0.2%
- (2) 初任給(月額)

区 分	改正前	改正後
大学卒	18万8,700円	19万1,700円
短大卒	16万8,900円	17万2,600円
高校卒	15万4,900円	15万8,900円

※1 会計年度任用職員に係る改定は、令和5年4月1日から行います。

- 2 勤勉手当を年間1.9月から0.1月分引き上げ、年間2.0月^{※2}（再任用職員^{※3}にあっては、年間0.9月から0.05月分引き上げ、0.95月分）とします。

※2 期末手当と合わせ、年間4.4月（再任用職員^{※3}にあっては、年間2.3月）

なお、会計年度任用職員については、期末手当の引き上げ（年間0.05月分）を、令和5年4月1日から行います。

区分	対象年度		6月期	12月期
再任用職員 ^{※3} 以外の職員	本年度	期末手当	1.2月（支給済み）	1.2月（改定なし）
		勤勉手当	0.95月（支給済み）	1.05月 （現行0.95月）
	令和5年度以後	期末手当	1.2月（改定なし）	1.2月（改定なし）
		勤勉手当	1.0月 （現行0.95月）	1.0月 （改正前1.05月）
再任用職員 ^{※3}	本年度	期末手当	0.675月（支給済み）	0.675月（改定なし）
		勤勉手当	0.45月（支給済み）	0.5月 （現行0.45月）
	令和5年度以後	期末手当	0.675月（改定なし）	0.675月（改定なし）
		勤勉手当	0.475月 （現行0.45月）	0.475月 （改正前0.5月）

※3 令和5年度以後は、定年前提任短時間勤務職員

（施行期日等）

1については、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。

2のうち令和4年度の勤勉手当については、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用します。

2のうち令和5年度以後の勤勉手当については、令和5年4月1日から施行します。